

基本契約要綱

（低 圧）

2025年12月15日実施

基本契約要綱

（低 圧）

目 次

I 総 則

- 1 適 用
- 2 要綱の変更
- 3 定 義
- 4 単位および端数処理
- 5 実 施 細 目

II 契約の申込み

- 6 需給契約の申込み
- 7 需給契約の成立および契約期間
- 8 需 要 場 所
- 9 需給契約の単位
- 10 供給の開始
- 11 供給の単位
- 12 承諾の限界
- 13 需給契約書の作成

Ⅲ 契約種別および料金

- 14 契約種別
- 15 定額電灯
- 16 従量電灯
- 17 低圧電力
- 18 料金

Ⅳ 料金の算定および支払い

- 19 料金の適用開始の時期
- 20 検針日
- 21 料金の算定期間
- 22 使用電力量の算定
- 23 料金の算定
- 24 日割計算
- 25 料金の支払義務および支払期日
- 26 料金その他の支払方法
- 27 延滞利息

Ⅴ 使用および供給

- 28 適正契約の保持
- 29 力率の保持
- 30 需要場所への立入りによる業務の実施

- 31 供給の停止
- 32 供給停止の解除
- 33 供給停止期間中の料金
- 34 違 約 金
- 35 供給の中止または使用の制限もしくは中止
- 36 損害賠償の免責
- 37 設備の賠償

VI 契約の変更および終了

- 38 需給契約の変更
- 39 名義の変更
- 40 需給契約の廃止
- 41 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう工事費負担金等相当額の精算
- 42 解 約 等
- 43 需給契約消滅後の債権債務関係

VII 供給方法，工事および工事費の負担

- 44 供給方法および工事
- 45 工事費負担金等相当額の申受け等

VIII そ の 他

- 46 配電事業者

47 準 拠 法

附 則

別 表

I 総 則

1 適 用

- (1) この「基本契約要綱（低圧）」（以下「基本要綱」といいます。）は、当社が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受ける一般の需要に応じて電気を供給するときに共通して適用される基本的な契約条件を規定したものであり、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
- (2) この基本要綱は、中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域である次の地域に適用いたします。
愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県
- (3) この基本要綱は、当社が料金等のサービスの内容ごとに別途定める個別的要綱（以下「個別要綱」といいます。）とあわせて適用いたします。
- (4) この基本要綱に定める事項について個別要綱に異なる定めがある場合は、当該事項についてはこの基本要綱によらず、個別要綱の規定を適用するものといたします。

2 要綱の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この基本要綱および個別要綱を変更する場合があります。

この場合、当社は、基本要綱および個別要綱を変更する旨、変更後の基本要綱および個別要綱の内容ならびに変更の効力発生日を、電磁的方法（お客さまに電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）等により周知するものとし、契約期間の途中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の基本要綱および個別要綱によります。

イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この基本要綱および個別要綱を変更する必要がある場合

ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ハ イおよびロ以外の事由であって、社会情勢の変化等合理的な理由により、この基本要綱および個別要綱を変更する必要がある場合

- (2) 当社は、この基本要綱および個別要綱を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望さ

れるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。また、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、当社は、当該変更にかかる概要のみを書面を交付することなく説明し、変更後における書面の交付を省略することができるものといたします。

3 定 義

次の言葉は、この基本要綱および個別要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 夏 季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(11) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(12) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(13) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この基本要綱および個別要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力については、17（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この基本要綱および個別要綱の実施上必要な細目的事項は、この基本要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客様が新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめこの基本要綱、個別要綱および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、当社が認める場合には、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。この場合、次の事項を明らかにしていただくことがあります。

契約種別、適用を希望される個別要綱、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備等（発電設備および蓄電池をいいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客様が、この基本要綱および個別要綱によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報（お客様を識別できる情報をいいます。）を他の小売電気事業者等へ当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。

- (3) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に

応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

- (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、PPAサービスの契約期間満了日の直後の算定期間終了日までといたします。

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯と低圧電力とをあわせて契約する場合
- (2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等の

ための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置
その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，お客さまからの
申出がある場合で，当該一般送配電事業者等が技術上，保安上適当と認
めたとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さま
と協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たの
ち，すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由
によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明
らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと
協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として，1需給契約につ
き，1供給電気方式，1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたしま
す。

12 承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，お客さま（需給契約上の地位を承継する

新たなお客さまを含みます。)の電気の使用状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、お客さまが所有等する建物に当社が太陽光発電システムを設置して電気を発電し、お客さまがその需要に応じて当該電気を自家消費するPPAサービスに関する契約（以下「PPAサービス契約」といいます。）の契約状況、PPAサービス契約の履行状況その他によって、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

13 需給契約書の作成

当社が必要とするときは、需給契約に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別
電灯需要	定 額 電 灯

	従 量 電 灯
電力需要	低 圧 電 力

15 定 額 電 灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情があると当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) その他

当該一般送配電事業者等は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16 従量電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 1 需要場所において、低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ロ 定額電灯を適用できないこと。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

次により、契約電流を定めるものといたします。

イ 契約電流は、5アンペア、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ロ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。

ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

(4) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表2（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

17 低 圧 電 力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）

と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとし

す。) についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の人力とみなします。この場合、その容量は別表2（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場

合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表2（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) その他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

18 料 金

料金は、お客さまが適用を受ける個別要綱のとおりといたします。

IV 料金の算定および支払い

19 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始さ

れない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

20 検 針 日

検針日は，次により，当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1) 検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，当該一般送配電事業者等は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

(2) 当該一般送配電事業者等は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

(3) (2)イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

- (4) (2)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものとしたします。

21 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または22（使用電力量の算定）(4)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

22 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。
- (2) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (3) 20（検針日） (4)の場合または計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定め

ます。

- (4) 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

23 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

- イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅し、かつ使用期間がT0の属する月の歴日の+/-5日以上となる場合
- ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

24 日割計算

- (1) 当社は、23（料金の算定）(1)イ、ロの場合は、次により料金を算定いたします。

- イ 基本料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表3（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 23（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、23（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表3（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。

25 料金の支払義務

(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、20（検針日）

(3)の場合の料金については次回の検針日とし、また、22（使用電力量の算定）(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、22（使用電力量の算定）(4)の場合は、そのお客様の属する

検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ハ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事業者等から検針の結果を確認した場合は、その日といたします。

(2) お客さまの料金は、26項（料金その他の支払い方法）に基づき、お支払いいただきます。

26 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。口座振替は毎月6日もしくは27日といたします。なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するとき

は、さらにその翌日といたします。

ロ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ハ 複数の供給地点のあるお客様については、お客様が希望する場合に、全拠点分の料金をまとめてお支払いいただくことが可能です。この場合の振替日および決済日は以下の通りとなります。

口座振替の振替日：全拠点の料金が確定した後の毎月27日

クレジットカードの決済日：全拠点の料金が確定した後の毎月当社が指定した日

(2) お客さまが料金を(1)の方法により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ 上記、イ、ロによるお支払いが、お客様都合により期日までに行われなかった場合、当社は別途払込票を発行いたします。この場合には事務手数料420円（税込）をお客様にご負担いただきます。

当該払込票に指定する支払い期日までにお支払いが確認できない場合、

延滞利息が発生いたします。

- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

27 延滞利息

- (1) お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 40（需給契約の廃止）(2)または42（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。
- (3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される

地方消費税に相当する金額をいいます。) から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年14.6パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（(2)の場合は、消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。）とあわせて支払っていただきます。

V 使用および供給

28 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

29 力率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。

30 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および当該一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(2) その他この基本要綱および個別要綱によって、需給契約の成立、変更

または終了等に必要な業務

31 供給の停止

(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

ニ 30（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ホ お客さまがその他この基本要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱に反した場合

32 供給停止の解除

31（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

33 供給停止期間中の料金

31（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を24（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

34 違 約 金

- (1) お客さまが31（供給の停止）(2)イからハまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、適正な供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、当社が決定した期間といたします。

35 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当該一般送配電事業者等は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- (2) 当社は、(1)にともなう料金の減額は行ないません。

36 損害賠償の免責

- (1) 35（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 31（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または42（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

37 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修理費

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

38 需給契約の変更

- (1) お客様が需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) (1)の場合その他需給契約を変更する場合、当社は、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客様にお知らせいたします。この場合、お客様が希望されるときを除き、当該変更の内容以外の事項のお知らせについては省略することがあります。

39 名義の変更

相続、法人の事業譲渡、合併、分割その他の原因によって、新たなお客様が、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社に申し出ていただきます。

なお、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等によ

ることができます。

40 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。

- (2) 需給契約は、42（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

41 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費負担金等相当額の精算

次の場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

イ お客様が需給契約を開始し、または契約電流もしくは契約容量を増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合

ロ お客様が需給契約を開始し、または契約電流もしくは契約容量を増加された後1年に満たないでこれを減少しようとする場合

42 解 約 等

(1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめその旨をお知らせいたします。

イ お客様が料金を支払期日をさらに20日超過してなお支払われない場合

ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日超過してなお支払われない場合

ハ この基本要綱およびお客様が適用を受ける個別要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他この基本要綱およびお客様が適用を受ける個別要綱から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ニ お客様がその他この基本要綱およびお客様が適用を受ける個別要綱ならびにお客様と当社の間契約に反した場合

(2) 31（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客様が当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実

を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (3) お客さまが、40（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。
- (4) 当社は、小売電気事業を休廃止するその他の当社の都合により需給契約を解約することがあります。この場合には、当社が需給契約を解約しようとする日の60日以上前の日までに、必要な事項を書面その他の方法によりをお客さまに通知いたします。

43 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法、工事および工事費の負担

44 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

45 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を工事費負担金等相当額として請求させていただくことがあります。その場合、原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金等相当額契約書を作成いたします。
- (3) 当社が当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (4) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることと

されている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

- (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

Ⅷ そ の 他

46 配電事業者

一般送配電事業者が定める託送約款等と配電事業者が定める託送約款等との違いにより、この基本要綱および個別要綱とは異なる取扱いが必要となった場合には、お客さまと当社との協議によって定めます。

47 準 拠 法

この基本要綱および個別要綱に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

附 則

1 実施 期 日

この基本要綱は、2026年2月2日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

この基本要綱実施の際現に次の区域内で標準周波数50ヘルツで電気を供給している区域については、託送約款等で定める間、標準周波数50ヘルツで供給いたします。

長野県の一部

3 契約容量についての特別措置

- (1) 中部電力ミライズ株式会社が別途定める特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）その他の規定により契約負荷設備の総容量にもとづいて契約容量を定めていたお客さまが新たにこの基本要綱の従量電灯に契約を変更される場合は、当面の間、次により契約容量を定めることができます。

イ 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力

で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものいたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、ロまたはハによって総容量を定めま

す。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

ロ 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

(イ) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

(ロ) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものいたします。

a 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

1差込口につき 50ボルトアンペア

b a以外の場合

1差込口につき 100ボルトアンペア

ハ 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

(2) (1)により契約容量を定めているお客さまが、需要場所における負荷設備を変更される場合には、原則として、本則により契約容量を定めま

す。

(3) 夜間蓄熱式機器等の負荷設備を使用される場合で、当該負荷設備について専用の屋内電路等が施設されているために、お客さまが使用する最大電流を一括して制限するしゃ断器を設置できないときの契約容量は、次によります。

イ 契約容量は、専用の屋内電路等で使用される負荷設備以外の負荷設備について従量電灯に準じて算定した値（この場合、10アンペアを1キロボルトアンペアとみなします。）に、専用の屋内電路等で使用される負荷設備の総容量（入力）を加えた値といたします。

ロ 専用の屋内電路等で使用される負荷設備は、当該電路等と直接接続していただきます。

ハ 専用の屋内電路等で使用される負荷設備を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

4 この基本要綱の実施等にもなう切替措置

この基本要綱が適用される以前における，当社との需給契約によって支払いを要することとなった料金および料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他当社との需給契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合は，42（解約等）に準ずるものといたします。

別 表

1 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧（ボルト）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140

15,000	180	350	180
--------	-----	-----	-----

ハ スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ 水銀灯

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	115
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435

700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換 算 容 量		入力（ワット）
	入力（ボルトアンペア）		
	高力率型	低力率型	
35以下	－	160	出力（ワット） ×133.0パーセント
45以下	－	180	
65以下	－	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

	換算容量（入力〔キロワット〕）
馬力表示のもの	出力（馬力）×93.3パーセント

キロワット表示のもの	出力（キロワット）×125.0パーセント
------------	----------------------

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力）（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格1次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
125キロボルトピーク超過150キロボルト	500ミリアンペア以下	11	

	トピーク以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置		コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下	1
		0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下	2
		1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）=最大定格1次入力（キロボルトアンペア）×70
パーセント

ロ イ以外の場合

入力（キロワット）=実測した1次入力（キロボルトアンペア）×70
パーセント

(5) その他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約

負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

2 契約容量および契約電力の算定方法

17（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1,732 \times \frac{1}{1,000}$$

3 日割計算の基本算式

- (1) 基本料金，最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合の日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

$$\text{1月の該当料金} \times \frac{\text{日割り計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- (2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)にいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 定額制供給の場合または22（使用電力量の算定）(4)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)にいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

- (4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。